

平成 15 年 8 月 6 日

建設経済レポート

「日本経済と公共投資」 No.41

- 今後の建設市場と新しい建設産業の構築に向けて -

< 概要版 >

(財)建設経済研究所

第1章	マクロ経済と建設投資	1	【本文 p. 1 - p.40】
1.1	経済と建設投資の動き		
1.2	地域経済と建設投資		
1.3	PFI の実績と今後の見通し		
第2章	建設工事入札・契約制度の動向	4	【本文 p.41 - p.70】
2.1	民間工事における発注方式の動向		
2.2	地方公共団体における入札・契約制度の動向		
第3章	建設産業の動き	6	【本文 p.71 - p.117】
3.1	建設産業の再編・再生の展望について		
3.1.1	建設産業全体の再編・再生の展望について		
3.1.2	大手建設会社の再編・再生の展望について		
3.2	建設産業における e ビジネスへの展開		
3.3	専門工事業の役割の変化と建設生産の効率化		
第4章	都市・住宅	10	【本文 p.119 - p.140】
4.1	高齢社会における住宅環境		
4.2	地域の再生に向けて		
第5章	海外の動向	12	【本文 p.141 - p.186】
5.1	海外の建設市場の動向		
5.2	米国建設業界の概要		
5.3	国土安全保障省の動き		

[問い合わせ先] TEL 3433-5011

常務理事 鈴木 一
研究理事 鈴木 敦
研究員 青木 栄治

2003 年 8 月 6 日一部修正

2003 年 11 月 20 日一部修正

第1章 マクロ経済と建設投資

1.1 経済と建設投資の動き

- ・ 2003年度の名目建設投資は、対前年度比 4.7%の53兆8818億円となる見込みである。政府建設投資は 8.8%、民間住宅投資は 1.8%、民間非住宅建設投資は 0.9%と予測される。2004年度の名目建設投資は、対前年度比 3.4%の52兆708億円となる見込みで、引き続き減少基調が続くと思われる。
- ・ 公共投資が景気対策として効果がなかったと考えるのは適切ではない。公共投資の乗数効果は減税による場合をはるかに上回っており、依然として効果的かつ即効性のある景気対策と考えられる。
- ・ 今後本格的な景気の回復へ向かうため、都市再生をはじめ国や地域の経済の活性化等に寄与するプロジェクトへの重点的な投資、PFIなど民間資金を有効に取り込んだ投資効果の高い事業実施などの効果的な公共投資の拡大を通じた政府による有効需要の創出が必要なのではないだろうか。

建設投資の推移（年度）

年度	実績					予測		
	1990	1995	1999	2000	2001	2002	2003	2004
名目建設投資 (対前年度伸び率)	814,395 11.4%	790,169 0.3%	685,039 -4.1%	661,420 -3.4%	608,300 -8.0%	565,200 -7.1%	538,818 -4.7%	520,708 -3.4%
名目政府建設投資 (対前年度伸び率) (寄与度)	257,480 6.0%	351,986 5.8%	319,379 -6.0%	299,632 -6.2%	277,900 -7.3%	249,500 -10.2%	227,531 -8.8%	213,336 -6.2%
名目民間住宅投資 (対前年度伸び率) (寄与度)	257,217 9.3%	243,129 -5.2%	207,238 4.9%	202,756 -2.2%	185,800 -8.4%	179,300 -3.5%	176,072 -1.8%	174,760 -0.7%
名目民間非住宅建設投資 (対前年度伸び率) (寄与度)	299,698 18.4%	195,053 -1.8%	158,422 -10.4%	159,032 0.4%	144,700 -9.0%	136,400 -5.7%	135,214 -0.9%	132,612 -1.9%
実質建設投資 (対前年度伸び率)	854,423 7.7%	790,169 0.2%	698,743 -3.1%	673,143 -3.7%	625,400 -7.1%	585,000 -6.5%	561,569 -4.0%	546,587 -2.7%

民間非住宅建設投資 = 民間非住宅建築投資 + 民間土木投資

(単位: 億円、実質値は95年度価格)

1.2 地域経済と建設投資

- ・2003年度の地域別の名目建設投資額推計によれば、特に地方では、全国平均を上回る急激な建設投資の落ち込みに直面し、地域経済や雇用への深刻な影響が懸念される状況にあるとみられる。
- ・地方ほど建設業生産額の減少が、地域経済に与える影響は大きくなっており、就業者一人当り建設業生産額の推移からみた建設業就業者数の過剰感も、地方ほど大きくなっていると見られる。
- ・この状況を踏まえると、公共投資予算においては、地域の経済・雇用なども考慮した取り組みが必要であり、地域のニーズを考慮した上で、事業の重点化を図りつつ実情に見合った投資を行うことが必要ではないかと考えられる。

2003年度までの地域別の名目建設投資額の対前年度伸び率は下表の通り。

地域別の名目建設投資額推計結果（対前年度伸び率）

（単位：％）

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
2001	1.3	-9.9	-5.0	-8.5	-8.4	-13.3	-5.7	-15.2	-11.6	-6.2	-8.0
2002	-12.2	-9.7	-4.6	-8.5	-6.2	-8.3	-8.3	-9.0	-7.9	-0.5	-7.1
2003	-8.6	-6.5	-3.8	-7.1	-2.9	-3.6	-5.0	-5.1	-5.7	-4.2	-4.7

地域経済に与える建設業生産額の減少の影響は、00年度から03年度の建設業生産額の伸びと00年度の地域内総生産の関係でみると、地方ほど地域経済に対する影響は大きく、建設投資の波及効果も考慮すると、その影響はさらに大きいものと考えられる。

00-03年度建設業生産額の00年度地域内総生産に対する割合

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
03-00(生産額) /00(総生産)	2.4%	2.3%	0.9%	1.9%	1.2%	1.5%	1.3%	2.3%	1.9%	1.2%	1.4%

注) 建設業生産額：各都道府県の県内総生産の建設業に関する付加価値額を集計した、経済活動別生産額（建設業）の地域毎の合計。

就業者一人当り建設業生産額を95年度と03年度(推計値)とで比較すると、全ての地域において減少しており、建設業就業者の過剰感も大きくなっている。

就業者一人当り建設業生産額の推移

(百万円/人)

	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	全国
1995	8.0	6.1	6.7	6.3	6.8	7.1	5.6	6.0	5.2	6.5
2003	6.4	4.3	5.6	4.5	5.2	4.4	4.3	4.3	4.0	4.9
03/95年	0.80	0.70	0.84	0.71	0.77	0.61	0.76	0.73	0.77	0.75

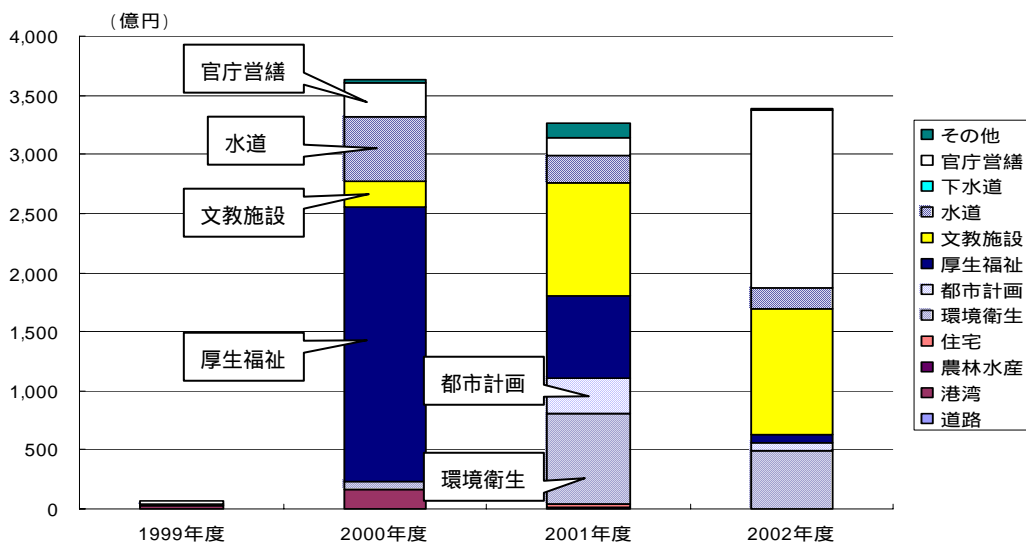
注) 2003年度の建設業就業者数は、2002年度と同数として試算（西暦は年度）

1.3 PFIの実績と今後の見通し

- ・ わが国のPFI発注は文教施設・官庁営繕・環境衛生・厚生福祉といった施設に多く適用されている。
- ・ 将来のPFI市場規模は、初期投資額ベースで公共投資の約5.2%、金額にして年間1兆8千億円程度まで拡大するものと推測する。
- ・ 上記予測に大きく影響する要因として、公共事業の中でシェアの大きい道路、国土保全などのPFI導入動向、多様な事業種類に対応した様々な業界企業の参画、公共側でのPFI担当と施設整備担当の連携体制づくり、が重要である。

施設種類別総事業費の推移（実施方針公表時期による区分）

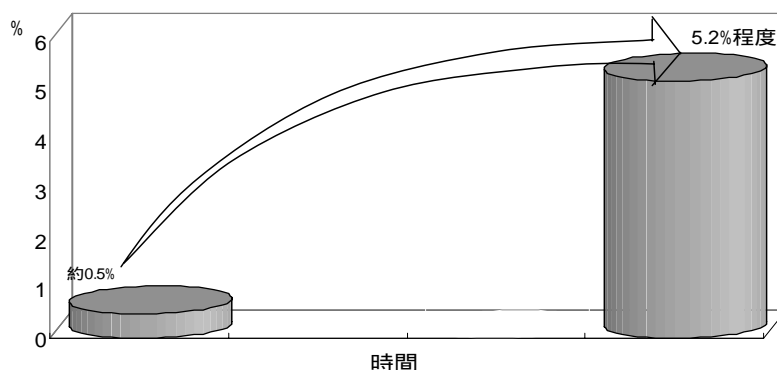
2002年度までの間に、総額約1兆円程度の事業に係る実施方針の策定がなされた。



(注) 事業費は建設経済研究所推計。年度区分は実施方針策定時期による。

PFI市場規模見込み（初期投資額ベース）

当面のPFI市場は急速な拡大が予想されるが、規模拡大に伴い、PFI向きの事業の選別、発注者・受注者の対応能力などの要因から、次第に拡大速度は鈍化しよう。



2.1 民間工事における発注方式の動向

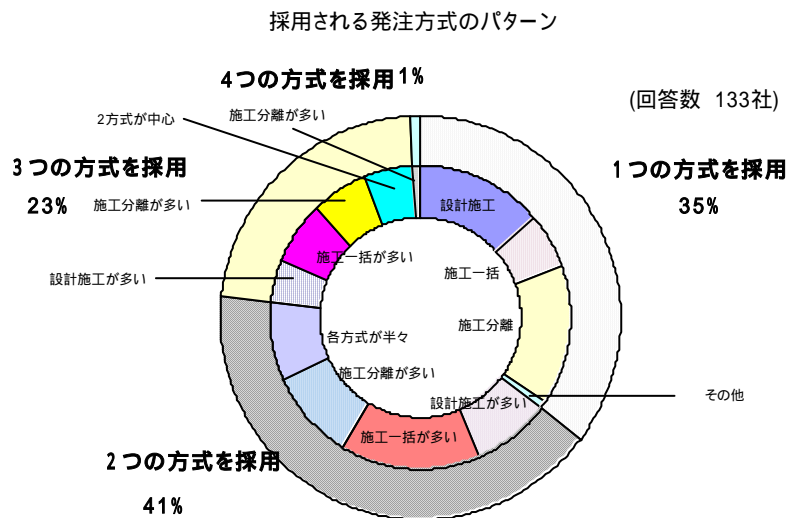
- ・年間設備投資額 50 億円以上の民間発注者への実態調査(回答 145 社)によると、工事の目的、内容、条件等にあわせて、「設計施工一括」「施工一括」「施工分離」などの発注方式を使い分けている。また、「CM 方式」へは強い関心を寄せているものの、採用実績はまだ少ない。
- ・必ずしも価格だけによって、最終落札者を決定しているとは限らず、価格以外の要素も含め、総合的に判断されることがかなり多い。なお、特命の場合、重視するものとしては、過去の発注実績の要素が最も大きい。
- ・公共発注制度には様々な制約があり、民間発注方式をそのまま公共に適用させることはできないが、民間発注方式のプラス面の特徴や工夫を、これからの公共発注制度に反映させていくべきであろう。

○発注工事の動向

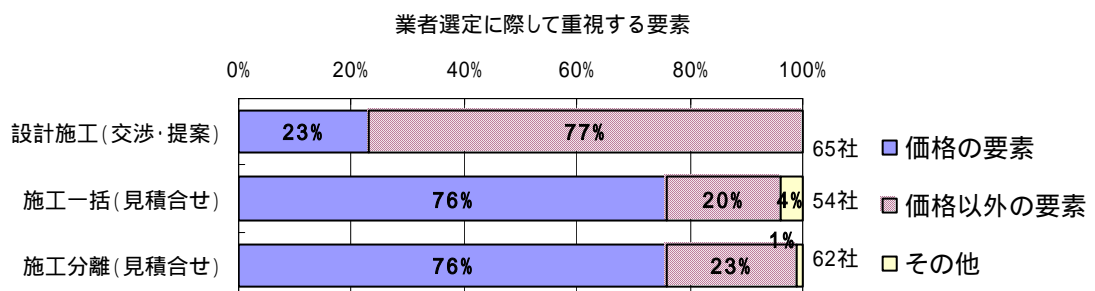
- ・ここ数年間、建設工事の投資額を抑えている企業が多い。今後も減少化傾向を予想しているが、新築工事以外の「維持、補修、改修工事」への投資は増やそうとしている。
- ・過半の企業が、建設工事に係わる自社の関連会社へ「優先的には発注していない」としており、関連会社やグループ企業といえども、厳しい環境にある。
- ・リニューアル工事における施工会社の選定でも、発注者にとっては、新設時の施工会社との関係でのこだわりは薄れてきており、「新たに選定」も4割近くになっている。

○採用される発注方式の現状

- 施工一括方式
- 設計施工一括方式
- 施工分離方式（分離発注）
- CM 方式



○業者選定に際して重視する要素



2.2 地方公共団体における入札・契約制度の動向

(1) 入札参加者選定の適正化

企業の適正な選定及び公共工事の品質確保のためには、入札参加者選定（事前評価・個別入札への参加）の段階において、財務力のみならず技術力や社会性の観点から建設企業をチェックする事が基本である。

「企業の事前評価」において、技術力や社会性を反映する『主観的事項』の実施状況及び実施項目は発注者により差があり、特に中核市やその他の市においてはその割合は低い傾向にある。

一般競争入札の場合「入札段階」で施工実績を求めている団体が未だ3割弱ある。

「企業の事前評価」では客観性の確保、発注者業務の負担軽減等の観点から第三者機関の活用が望ましい。「入札段階」においては、財務力、技術力及び社会性からの一層のチェックが求められる。

(2) 企業提案を活かす新たな入札・契約方式 - 競争的交渉方式 & 設計・施工契約

比較的大規模な工事で工事内容の複雑度・難易度が高く発注者がその設計図、仕様等を決め得ないものについては、発注者が応札者と落札までの間に交渉を行うことにより企業の提案を活かす方式（競争的交渉方式）の採用が望まれる。この場合設計段階の自由度が高いデザインビルドと併用することが望ましい。

- ・この方式の導入の為には、a. 発注担当者業務の量的・質的補完 b. 発注者の恣意性の排除 c. 応札者の提案への対価の配慮と秘密保護 d. 会計法令の見直し等に留意することが必要である。

1. 事前評価における主観的事項(技術力、社会性等)の審査実施状況は6割強。

都道府県・政令指定都市は9割以上、特別区では6割以上、中核市では5割、その他の市では5割弱での実施（02年度）。

2. 一般競争入札において施工実績が入札参加要件とされていないのは3割弱。

「施工実績（他団体含む）」（71.0%）が要件とされているが、政令指定都市においては当該項目につき36.4%でしか要件とされていないなど、発注者により要件設定状況に差が見られる。

3. 欧米での建設企業評価機関（第三者機関）と評価内容

米国；ボンド会社による財務力評価。

英国；コンストラクションラインによる財務力・技術力・社会性評価。

仏国；QUALIBAT（建築）・FNTP（土木）による技術力・社会性評価。

伊国；SOAによる財務力・技術力評価。

- #### 4. 競争的交渉方式は米国において既に実施され(コンペティティブネゴシエーション)、またヨーロッパにおいては現在審議中の EU 公共調達指令の改正案に盛り込まれている(コンペティティブダイアログ)ところである(仏ではこれに先駆けこの秋に導入予定)。なお、WTO政府調達協定上も規定がある。

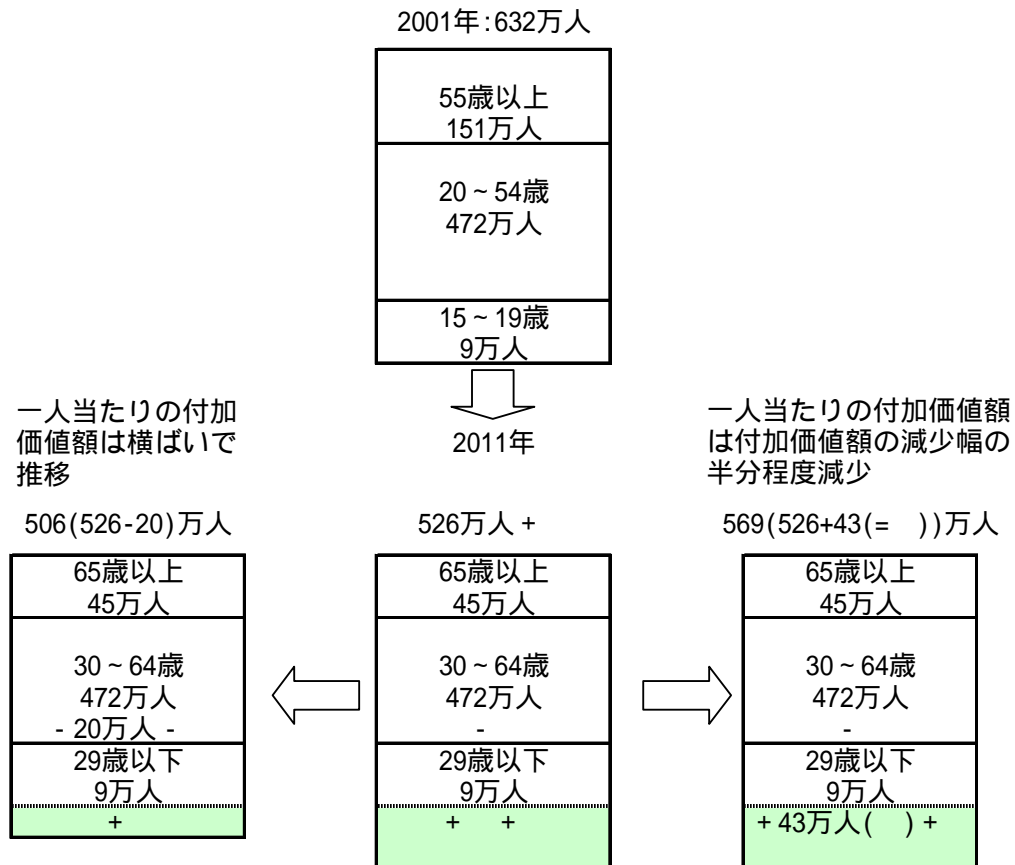
3.1.1 建設産業全体の再編・再生の展望について

- ・ 建設市場が減少する中、建設業の付加価値額が2011年には2001年より15%又は20%減少し、一人当たりの付加価値額が、横ばいで推移する場合と、その減少幅の半分程度減少していく場合を想定すると、建設就業者数(2001年632万人)は2011年までに最大126万人、最小47万人程度減少して506~585万人程度になると考えられる。
- ・ 工事実績業者数(2001年度29.0万社)は1工事実績業者当たりの建設就業者数(2001年度14.3人)が緩やかな減少傾向を辿るものと予想されることから、建設就業者数の減少幅を若干下回る程度減少するものと考えられる。

2011年の建設就業者数の試算結果

付加価値額	一人当たりの付加価値額		
	横ばい	付加価値額の減少幅の1/4程度減少	付加価値額の減少幅の半分程度減少
15%減少	537万人 (15.0%)	561万人 (11.3%)	585万人 (7.5%)
20%減少	506万人 (20.0%)	537万人 (15.0%)	569万人 (10.0%)

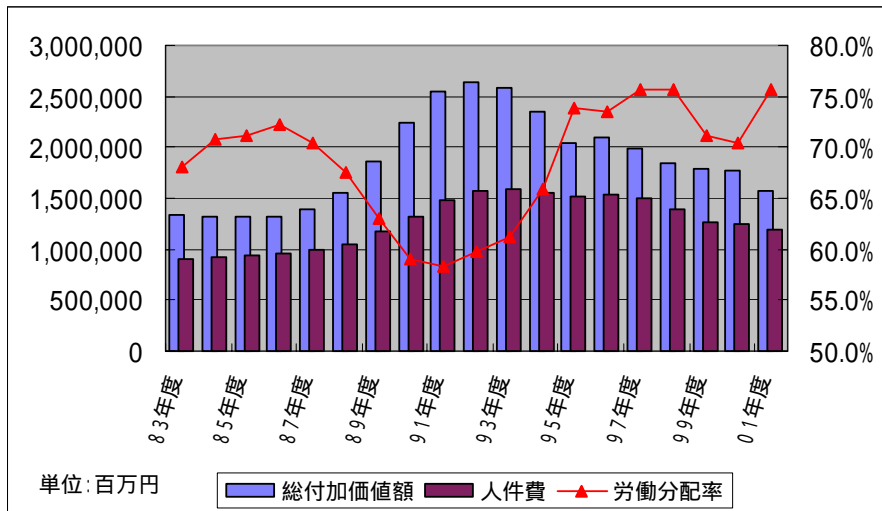
2011年、付加価値額が20%減少した場合の建設就業者数



3.1.2 大手建設会社の再編・再生の展望について

- ・大手建設会社(44社)は91年度以降受注額の減少,受注単価の低下を反映し、付加価値額,とりわけそのうちの利益分の収縮により労働分配率が上昇し、多くの企業が人員の余剰を認識している。
- ・人員削減については、自然減での対応を考えている企業が多いが、5年後の時点で総付加価値額が15%、20%減少するような状況になってしまった場合は、自然減による総人件費の削減のみでは対応が難しい非常に厳しい事態に直面することになると思われる。
- ・今後の企業経営の方向性についてであるが、各社とも本業重視の姿勢で考えているものの、施工分野以外の比率を徐々に上げていこうという方針があるものと思われる(2割4社,3割4社、4割1社)。

大手44社の総付加価値額・総人件費及び労働分配率の推移



注) 1. 大手44社決算短信・有価証券報告書より作成

2. 総付加価値 = 人件費 + 経常利益 + 地代家賃 + 租税公課 + 減価償却費 + 金融費用

自然減による減少人数と必要削減人数の対比

	2001年度 総人員	自然減による人員削減数		必要削減人数					
		5年後	10年後	総付加価値額: 15%			総付加価値額: 20%		
				1人あたり人 件費横ばい	1人あたり人 件費 5%	1人あたり人 件費 10%	1人あたり人 件費横ばい	1人あたり人 件費 5%	1人あたり人 件費 10%
大手	49,445	5,915	13,434	5,315	2,701	334	7,911	5,167	2,670
準大手A	22,152	1,822	4,946	2,381	1,210	150	3,544	2,315	1,196
準大手B	19,791	292	3,051	2,128	1,081	134	3,167	2,068	1,069
中堅A	26,277	815	3,509	2,825	1,435	177	4,204	2,746	1,419
中堅B	9,349	164	432	1,005	511	63	1,496	977	505
計	127,014	8,680	25,372	13,654	6,938	858	20,322	13,273	6,859

注) 1. 年齢別従業員数は、当研究所が実施したアンケート結果を元に各グループの年代別構成比率を計算し、それを全体従業員数に乗じて算出する。

2. 新入社員数は各グループの2003年4月の実績値と同数を毎年採用するものと仮定する。

3. 網掛けは5年後、 は10年後にそれぞれ対応不可能な場合を示す。

4. 試算にあたっては、労働分配率は2001年度比で5%増加するものと想定している。

5. 単位はいずれも人。

3.2 建設産業におけるeビジネスへの展開

- ・我が国のIT化の重点は、整備から活用へと移って来ている。建設企業においても、情報通信基盤の整備は進みつつあり、ITの活用により建設生産の合理化や効率化を目指すeビジネスが重要になってきている。
- ・eビジネスのメリットを高めるためには、「企業の壁」を越えた連携が必要であり、その方策のひとつとして、統合的建設ポータル（統合的なeマーケットプレイス）の活用が有効である。
- ・建設産業のeビジネスの進展のためには、中小企業を含めた展開が必要であり、「簡潔さ」も中小企業への展開のためには重要な要素である。

建設企業におけるIT化の進展とeビジネス

- ・建設企業における情報通信基盤の整備は昨年度と比較して進んできている。特に、中小企業では、大企業と比較して整備状況は遅れているものの、大きな進展を見せた。
[インターネット接続状況] (ほぼ社員全員に接続の割合) 大企業:61.1% 70.0% 中小企業:23.7% 35.5%
[社内情報システム構築状況] (構築済みの割合) 大企業:81.7% 87.8% 中小企業:42.9% 54.4%
- ・建設企業の本・支店の管理業務においては、財務管理(77.3%)や原価管理(75.7%)などを中心にITの活用が進んでいる。注:()は大企業における導入の割合。
- ・eコマースに企業内業務プロセスを統合化させるeビジネスが注目されつつある。

統合的建設ポータルの活用による「企業の壁」を越えた連携

(eコマースの実施における問題点)

- ・CALS/ECの進展に比べ企業間のeコマースは遅れている。
- ・eコマースの実施には、1)セキュリティーに対する不安、2)取引先企業のIT化の遅れと小さな市場規模、3)業務の統合化の遅れによる二重作業の発生、が主な問題となっている。

(「企業の壁」を越えた連携の必要性)

- ・業務プロセスの統合や連携などのためには各個別企業の壁を越える必要があるが、1)既存の取引形態、2)細分化した建設産業、3)中立性・透明性の確保などの課題がある。統合的建設ポータル(eコマース機能、プロジェクトマネジメント機能、コンテンツ提供機能を統合させたポータル)はそのひとつの解決策となる。

中小企業を含めたeビジネスの進展のために

- ・プロジェクトマネジメントに関する機能は、比較的少ない費用で早期の段階からメリットを得られるので、eビジネスの進展に大きく寄与すると思われる。
- ・統合的建設ポータルの活用は、資金面・人材面に弱みのある中小企業に特に効果的である。また、「簡潔さ」も中小企業への展開のためには重要な要素である。
- ・CALS/ECへの対応を契機として、eビジネスへの展開を図るべきである。

3.3 専門工事業の役割の変化と建設生産の効率化

- ・元請業者による外注化の進行とともに、専門工事業の専門化が進み、直接の施工に加えて、施工管理に関する能力が求められるようになり、その役割が変化してきている。
- ・専門工事業団体などでは、技術開発による差別化や共同受注による仕事量の平準化、リスク負担能力の強化、などの取組みが行われている。
- ・現場生産システムにおいては、責任と役割の不明確化や効率性の低下を招いているため、専門工事業の役割の変化に対応した現場生産システムの再構築が必要である。

専門工事業の専門化が進んでいる

- ・元請業者による外注化の進行とともに、専門工事業の専門化が進み、専門工事業は建設生産の重要な役割を担うようになった。
- ・専門工事業者やその職長の業務は、直接の施工から施工管理に関する業務へと比重を移してきており、今後もこの傾向は強まることが予想される。
- ・専属度を低めたいとする下請業者が半数を超えるなど元請業者との関係が変化してきており、専門工事業として「営業力の強化」、「人材の育成」、「生産性の向上」などが経営課題となるなど競争力強化に向けた取組みが必要になっている。

行政や業界団体の取組みの動向

- ・国土交通省の「専門工事業イノベーション戦略」(2000.7)などをもとに、各専門工事業団体ではその団体独自の施策を進めている。

全圧連の取組み事例

- (技術開発) 大学や民間企業と連携して技術開発を行い、他業種と差別化
- (平準化) 規模の小さい企業が共同して大型物件の受注を可能とし、仕事量を平準化
- (リスク負担能力) 施工に責任を負うため、保険制度を導入

- ・元請業者や発注者が専門工事業者を選定するなどのため企業評価が必要であり、(財)建設業振興基金によりステップアップ指標が提案されている。

役割の変化への対応が必要である

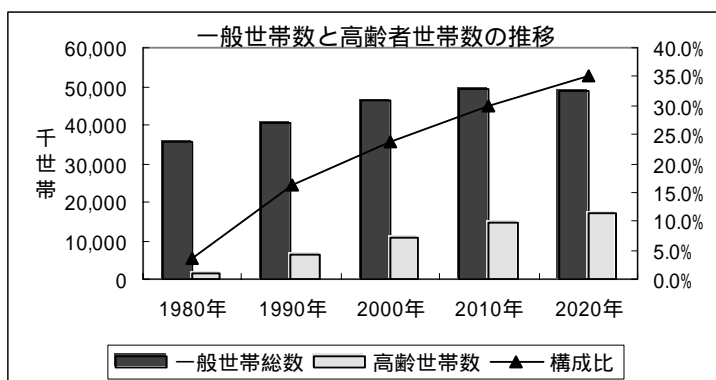
- ・専門工事業者は、役割の変化に対応するため、施工管理能力やコスト管理能力、経営能力の一層の向上を図る必要がある。
- ・現場での調整などは、元請業者から専門工事業への一方向的から双方向的に変化しつつあり、専門工事業同士の非公式な調整も重要性を増している。しかし、非公式な調整は役割と責任が不明確であるなどの問題がある。
- ・このような非公式な調整の位置づけを明確化するとともに、文書による下請契約の徹底が必要である。また、専門工事業者の役割が増大するにしても、元請業者は工事全体の最適化を図る的確な調整を行う必要がある。
- ・必要な情報を提供しあう元下間のオープンな関係を築くことが必要である。

4.1 高齢者の住宅環境

- ・ 社会の高齢化が急速に進むなか、高齢者自身の自立した生活を保持し、また、介護が必要になった場合に介護者の負担を軽減させるためにも、早期に住宅を高齢者対応とすべきである。
- ・ 高齢者は比較的古い住宅に住んでいる傾向にあり、高齢者対応設備の普及が充分でないため、既存分だけでも約4.5兆円の改修市場が期待出来る。
- ・ 改修促進のため、行政については(1)新設住宅に対する高齢者対応設備の設置の誘導、及び(2)既存住宅に対する高齢者対応化改修助成に取り組み、建設業界については新たな市場に対応すべく(1)品質と信頼の確保、(2)技術開発による低価格化の実現及び魅力ある商品の開発、(3)市場開発のための営業活動の強化を行うべきである。

急速に進む高齢化

1980年に133万世帯であった高齢者世帯は2000年に1,096万世帯に増加し、2020年には1,718万世帯になると見込まれ、3軒に1軒が高齢者世帯という時代が到来することになる。



既存住宅の高齢者対応改修市場

現在の住宅ストックにおいて、65才以上の世帯員がいる世帯の基本的な高齢者対応設備として、「手摺の取り付け」、「浴室の改造」、「段差の解消」の3点を整備する場合の改修費用は、合計で4兆4,692億円と推計される。

高齢者対応設備整備費用（現ストック分）

整備項目	改修戸数 (万戸)	改造費用単価 (円)	改造費用総額 (百万円)
手摺の取付け	835	91,400	763,190
浴室の改造	981	207,250	2,033,123
段差の解消	1,224	136,675	1,672,902
計			4,469,215

また、毎年増加する高齢者世帯分については、年間1,145億円の改修費用と推計される。

高齢者対応設備整備費用（年間増加分）

整備項目	改修戸数 (万戸)	改造費用単価 (円)	改造費用総額 (百万円)
手摺の取り付け	23	91,400	21,022
浴室の改造	26	207,250	53,885
段差の解消	29	136,675	39,636
計			114,543

4.2 地域の再生に向けて

- ・ 構造改革特区により地域の活性化を推進する上では、中期的な収支均衡を前提に優遇税制等の財政的措置などの促進策を講じることや、地域特性やニーズに応じた大胆な規制緩和を認めることが必要である。
- ・ また、ブレーキ解除（構造改革特区）とアクセル（都市再生支援措置）の両方を組み合わせ、効果的な運動を図ることが求められる。
- ・ 地域自身も効率的で魅力的な公共投資を可能とするよう市町村合併等により地域の広域化を進めること、NPO等を活用して市民参加を通じた地域の独自性を創造すること、地域の目標・管理を充実させるためのベンチマークスの導入等の対応が必要である。

構造改革特区

構造改革特区は、本年第一弾・第二弾認定が行われ、地域からの申請がほとんど認められたが、特区として認められた特例措置を見ると、地域特性による規制緩和というより、いくつかのメニューを組み合わせることで特区に仕立てたという面が強い。例えば、神戸市が申請した特区では当初の24項目の要望の半数以上が不可能又は全国的な対応が必要とされ、大胆な規制緩和を要望した当初の提案とはかなり異なった対応にとどまっている。

構造改革特区と都市再生の連動

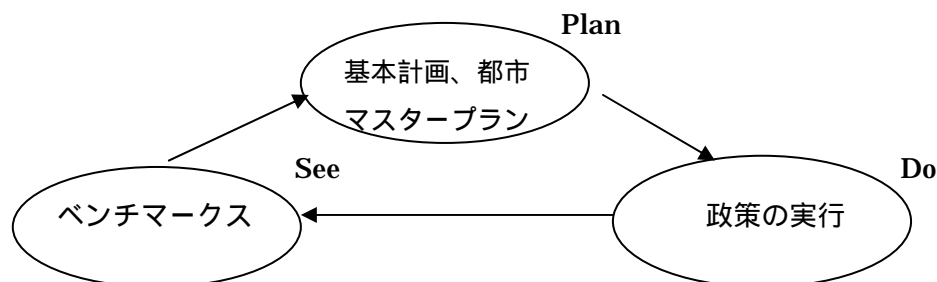
今後は、より積極的に地域活性化を目指すため構造改革特区との効果的な連動を図るべきである。ブレーキ解除（構造改革特区）とアクセル（都市再生支援措置）の両方を組み合わせれば、地域の活性化はより加速すると考えられる。

現在、京浜臨海都市再生予定地域では、臨海部幹線道路の整備等必要なインフラを整備しつつ、外国人研究者の受け入れ促進等について構造改革特区として位置付けし、規制緩和との相乗効果を図ることになっている。こうした取組みをより広範囲の分野で行えば、地域のニーズに対応した活性化が図られる。

ベンチマークスについて

ベンチマークスとは、政策分野ごとに設定した指標と、指標に対して具体的に設定された目標値（ベンチマーク）全体のシステムのことであり、米国では全米市町村の約6割で採用されている。行政・市民のコミュニケーションや議論を活性化する上でも有効なツールであり、我が国でも積極的導入が望まれる。

ベンチマークスのイメージ



第5章 海外の動向

5.1 海外の建設市場の動向

- ・ 2001年の各国、地域別のGDPを日本を100として比較すると、アメリカ244、西欧198、東欧7、アジア73となる。
- ・ 建設投資の大きさは、日本を100とすると、アメリカ168、西欧92、東欧5、アジア92となっている。
- ・ 建設投資のGDPに対する比率は、日本の12.1%、アジアの15.3%に対し、アメリカでは8.4%、西欧5.6%、東欧は7.8%である。

各国・地域別の建設市場（名目値、兆円換算）

	日本 ^{注1)} 2001年度	アメリカ 2001年	西欧 ^{注2)} 2001年	東欧 ^{注3)} 2001年	アジア ^{注4)} 2001年
GDP	502.6 (100)	1225.3 (243.8)	995.5 (198.1)	37.1 (7.4)	366.2 (72.9)
建設市場	72.1 (100)	-	99.7 (138.3)	4.2 (5.8)	-
対GDP比(%)	14.3	-	10.0	11.4	-
建設投資	60.8 (100)	102.4 (168.4)	56.0 (92.1)	2.9 (4.8)	56.2 (92.4)
対GDP比(%)	12.1	8.4	5.6	7.8	15.3

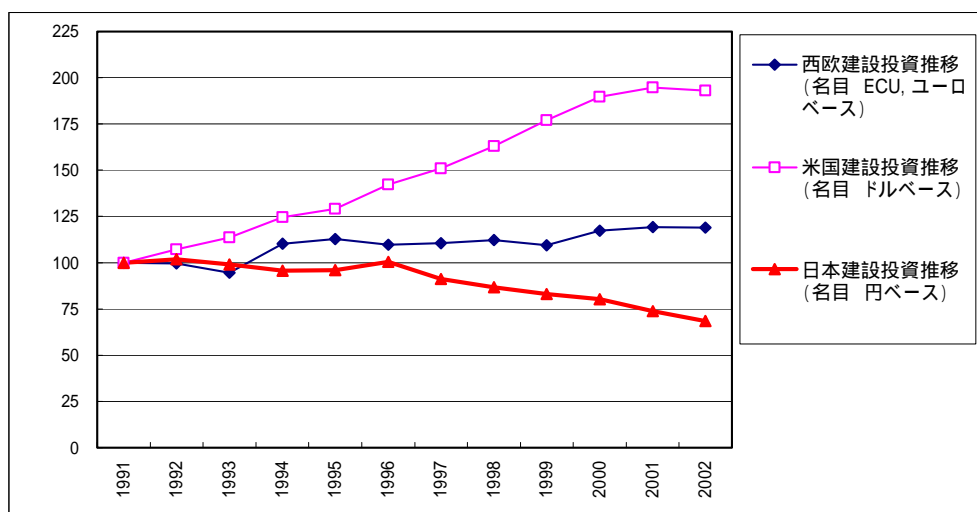
注) 1. 日本のデータは年度。GDPは予測（建設経済研究所）。建設投資は実績見込み（国土交通省）。

2. 西欧の構成国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリスの15カ国。

3. 東欧の構成国は、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアの4カ国。

4. アジアの構成国は、中国、香港、台湾、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、ベトナム、タイの12カ国・地域。なお、建設投資額は、香港、マレーシア、フィリピン、台湾、タイは直近2000年、中国は直近1999年、インドネシア・ベトナムは直近1998年のデータを採用。マレーシアについては建設投資額に代え建設工事受注高を採用。

アメリカ、西欧、日本の建設投資推移を比較すると、アメリカは91年からの10年間で約2倍に、西欧は約2割増加しているのに対し、日本は74%まで減少している。ただしここ数年は欧米の動きも鈍化している。



アメリカ、西欧、日本の建設投資の推移（1991年を100とした推移）

米国の建設投資は、2002年は民間非住宅の大幅な下落を公共投資と民間住宅投資で支えてきたが、2003年に入って、依然として住宅建設は好調なもの公共投資特に公共建築等の大幅な落ち込みにより対前年同月比で減となってきた。今後とも地方財政の悪化により、公共投資の減少傾向は続く見込みである。

アメリカの建設投資の推移

(上段:金額 下段:対前年比伸び率 単位:百万ドル、%)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002(r)	2003(p)	構成比
新規投資全体	632,680	665,156	694,123	711,328	704,747	692,672	686,119	100.0
民間工事	487,197	519,859	540,220	556,426	542,782	524,776	523,200	76.3
住宅	280,720	297,960	317,236	323,977	322,305	336,490	350,667	51.1
非住宅及びその他	206,477	221,899	222,984	232,449	220,477	188,286	172,533	25.1
公共工事	145,483	145,297	153,904	154,902	161,965	167,895	162,920	23.7
建築	67,400	67,517	71,928	75,772	80,280	86,541	82,668	12.0
土木及びその他	78,083	77,780	81,976	79,130	81,685	81,354	80,252	11.7

出典：商務省発表資料より作成

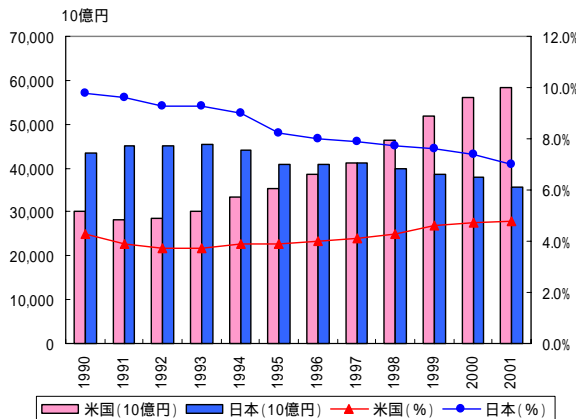
注) 1. 2003年は4月の季節調整済年率換算値(1996年価格)

2. (r)はRevised、(p)はPreliminary

5.2 米国建設業界の概要

- ・米国GDPに占める建設業生産高の割合は、1990年以降3.7~4.8%を推移し微増傾向にある(日本は9.8から7.0%に減少)
- ・経営状況はこの10年間で順調に推移し、利益率は全9産業中6番目から4番目に上昇している。長期的には建設投資の伸びに伴って、今後とも高収益構造を維持する見込みである。
- ・建設就業者数は、1994年以降増加傾向にあり、全産業に占める割合は5%弱(日本10%前後)を推移している。

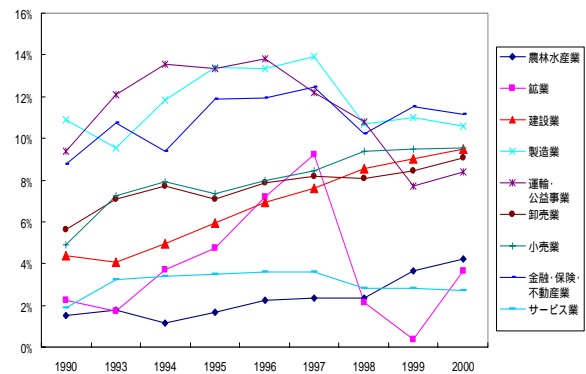
GDPに占める建設業生産高



出典：日本内閣府資料、米国商務省資料より作成

注) 米国生産高は2001年平均レート(1USD_{ドル}=121.53円)換算

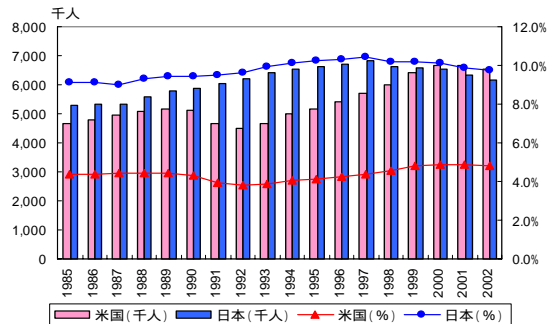
産業別利益率の推移



出典：Statistical Abstract of the U.S.資料

経済分析局(BEA)発表資料

建設就業者数と全産業就業者に占める割合



日米建設業比較一覧表

	日本	米国
1. GDPに占める建設業生産高(2001年)	7.0%	4.8%
2. 建設会社数(日本2001年、米国2000年)	586千社	710千社
(1) 全産業会社数に占める割合	9.2%	10.0%
3. 建設就業者数(2002年)	6,180千人	6,556千人
(1) 全就業者数に占める割合	9.8%	4.8%
(2) 平均年齢(2000年)	41.5歳	37.2歳
(3) 女性就業者数(2000年)	15.0%	9.0%
(4) 高卒以上の学歴保有者割合(2000年)	84.0%	79.1%
(5) 週労働時間(2002年)	42.4時間	38.8時間
4. 建設会社倒産件数(1998年)	5,440件	9,568件
(1) 全産業倒産件数に占める割合	28.4%	13.3%

出典：建設統計要覧、米国労働省資料より作成

5.3 国土安全保障省の動向

1947年の国防総省設立に匹敵するといわれる大規模な省庁である国土安全保障省は本年1月、22の連邦機関、職員17万人をもって発足した。現在は内部部局間の共通のシステム構築、FBI、CIA等関連他連邦諸機関との調整、テロ対策を現場で最初に引き受ける地方政府の警察、消防組織(First Responder)との連携強化のためのシステム構築への援助活動等を開始した。国土安全保障業務遂行に当たっての連邦政府の権限について伝統的な地方政府のもつ権限との間で葛藤が起こりつつあり、今後とも幾多の課題を乗り越える必要がある。

・ 基本的考え方

米国は連邦制という固有の制度に基づいており、必要以上に州法に先行するような連邦法を設けるべきではないという考えに基づき同省設立に際しても、新たな権限は付与されていない。

テロ攻撃発生時に緊急サービスを行うための資金や準備も含めて、住民にサービス提供を行うのは州、地方政府(特に警察、消防組織であるFR: First Responder)であるとされている。

連邦政府は情報収集と提供、補助金、訓練プログラム、ガイドライン作りなど州、地方政府ができない部分を補完するという考え方。

・ 国土安全保障をめぐる連邦対地方政府の確執

しかしながら、伝統的な州、地方政府の権限であった警察や市民の安全、健康という分野で国土安全保障という名の下に、連邦の権限を不必要に拡大するのではないかと危惧されることがしばしば起こっており、それは国土安全保障省より、司法省、国防総省の権限を巡ってのものである。

今後も「国土安全保障は国家の戦略であり、連邦政府の戦略ではない(ブッシュ大統領)」という連邦政府と、その権限拡大を危惧する州、地方政府の葛藤は続いていくものと思われる。

(葛藤例)

- ・ テロ活動に関係ある国民の市民権を剥奪できるという司法省の権限拡大の動き
- ・ 州政府の権限であった運転免許発行、管理の統括を連邦管轄下に置く動き